

走行距離の不当表示は、絶対にやめてください！！ ～今年度も「走行距離表示に関する実態調査」を実施します～

■昨年度の実態調査では「嚴重警告」及び「違約金」の措置を実施

当協議会は、中古バイクの走行距離表示の実態把握及び適正化を図るため、2017年度以降「中古バイクの走行距離表示に関する実態調査」を3回実施し、規約違反（不当表示）が確認された販売店に対し改善指導を行ってきました。

昨年度に実施した第3回実態調査では、3回連続で規約違反を行った会員販売店に対して「嚴重警告」の措置を採るとともに、「違約金」を課し、販売店名と措置内容を公表するなど、厳正に対処しました。

■関係団体や国内4銘柄・インポーターと連携して規約普及活動を実施

これまでの調査結果等を踏まえ、会員販売店における規約違反の再発防止と適正な走行距離表示の徹底を図るため、当協議会は、関係団体や国内4銘柄・インポーターと調査結果や問題点の等について情報を共有するなど、連携した個別会員店への効果的な規約普及活動を行うことといたしました。

■今年度も「走行距離表示の実態調査」を実施、規約違反には厳正に対処

当協議会は、今年度も第4回実態調査を実施します。今回の調査では、これまで繰り返し周知の徹底及び改善指導を行ってきた経緯を踏まえ、不当表示があった場合には、初回の違反であっても、措置基準に基づき措置を採るなど、厳正に対処します。

会員店の皆様におかれましては、次ページ以降の走行距離の表示に関する解説や当協議会のホームページ（※）をご確認いただき、二輪情報誌・同 Web サイト及び店頭展示車の走行距離について、規約に基づき適正な表示を実施してください。

※規約に基づく走行距離表示：<https://www.aftc.or.jp/contents/mc/meter/index.html>

<参考>「中古バイクの走行距離表示に関する実態調査」

走行距離表示の実態把握及び適正化を図るため、オークションにおいて「減算歴車」として落札された車両のデータと二輪車情報誌等の掲載データを照合し、小売りの際に走行距離数が適正に表示されているかを調査するもの。

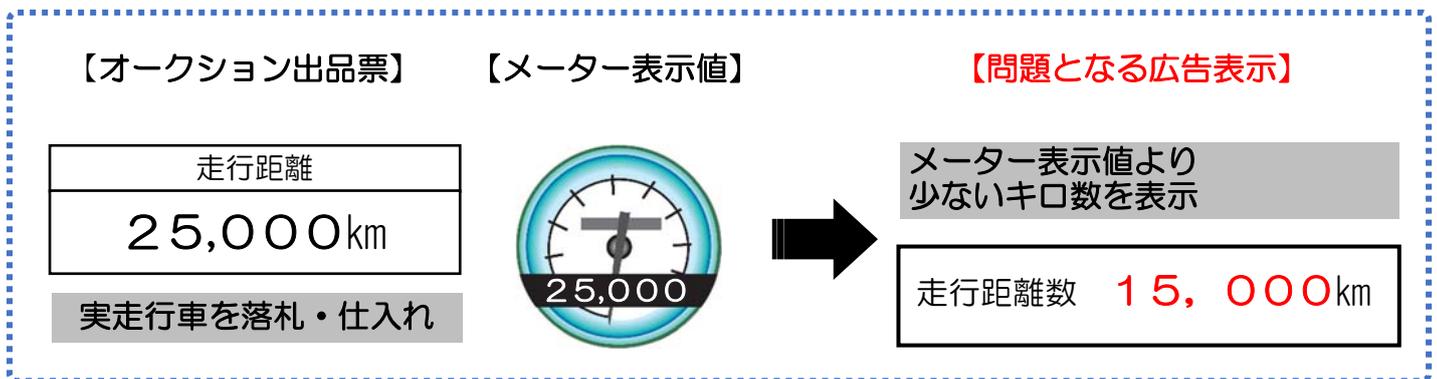
本件に関するお問合せは、一般社団法人自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで
TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114

●これまでの実態調査で見られた規約違反行為の内容と表示例

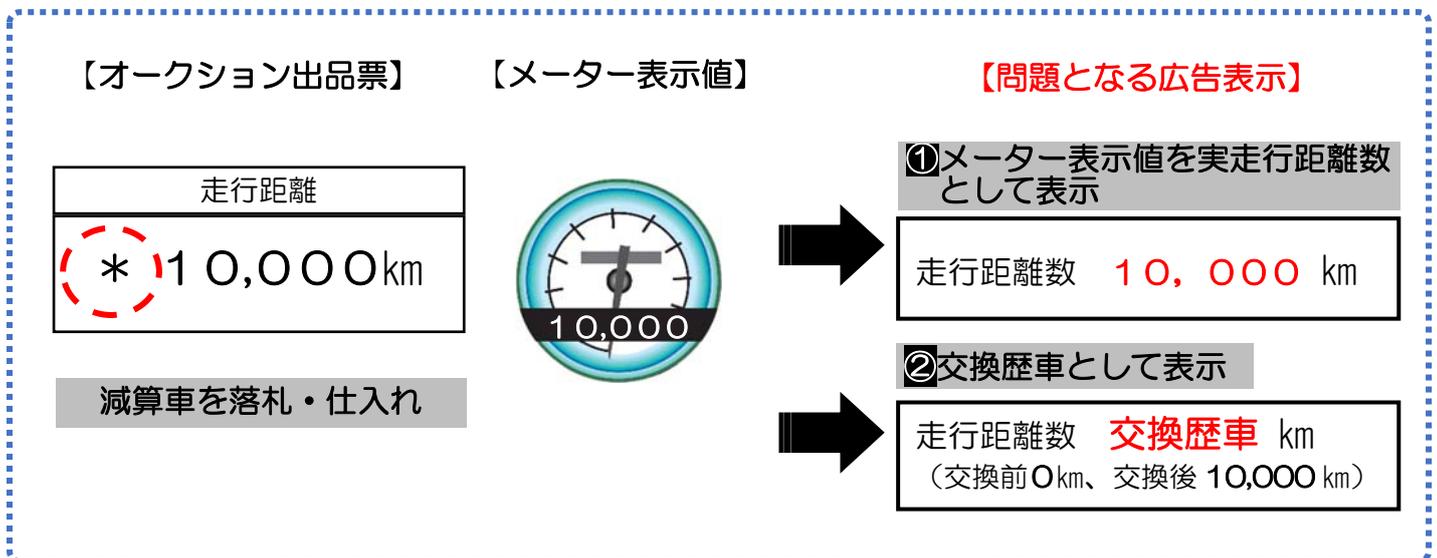
以下の広告表示は不当表示（規約違反）となります。

仕入れ時の走行距離の表示を十分に確認するとともに、規約に基づき、適正に表示してください。

【問題なる表示例1】 走行メーター表示値（実際の走行距離数）よりも少ない走行距離数を表示



【問題となる表示例2】 走行距離減算車について、実走行距離車や走行メーター交換歴車として表示



●バイクオークションで仕入れた車両の走行距離数を表示する際の注意点

バイクオークションに出品されている車両は、二輪走行距離管理システムでチェックされ、「実走行距離以外の車両」については、出品票等に、以下のマークが記載されています。

店頭展示車や広告に走行距離数を表示する際は、マークの記載を十分に確認した上で、規約に基づく表示を行ってください。

なお、走行距離数に関する不当表示が認められた場合は、故意・過失にかかわらず、二輪車公正競争規約や景品表示法上問題となるだけでなく、民法や消費者契約法等に基づき、購入者から契約解除等を求められる可能性もありますので、十分に注意が必要です。

出品票等に 記載されるマーク	「*」マーク = 「 <u>走行距離減算車</u> 」であることを示しています。
【規約に基づく表示方法】「 <u>改ざんされている</u> 」旨（「 <u>減算車</u> 」等）を表示します ※キロ数を表示することはできません	
店頭・広告の 表示例	●走行距離数 減算車 km()

出品票等に 記載されるマーク	「\$」マーク = 「 <u>走行メーター交換歴車</u> 」であることを示しています。
【規約に基づく表示方法】「 <u>走行メーターが交換されている</u> 」旨及び <u>交換前後の走行距離数</u> を表示します	
店頭・広告の 表示例	●走行距離数 交換歴車 km(交換前10,000km 交換後5,000km)
※10,000 km時に新品メーターに交換し、交換後、5,000 km走行している車両の例。 プライスカードや広告には、前・後を加算すると総走行距離数となるように表示します。	

出品票等に 記載されるマーク	「?」マーク = 「 <u>走行距離疑義車</u> 」であることを示しています。
【規約に基づく表示方法】「 <u>? 不明</u> 」と表示します	
店頭・広告の 表示例	●走行距離数 ? km(不 明)

●カスタム等により、メーターが交換されているバイクについての注意点

- 走行メーター交換時の記録（走行メーター交換記録シールや点検整備記録簿等の帳票類）により交換時の状況が確認できる場合は、「走行メーター交換歴車」として表示します。
- 一方、走行メーター交換時の記録が残っていない場合は、走行メーターに表示されている走行距離数は実際の走行距離数とは異なりますので、「走行距離減算車」として表示する必要があります。